

4 募集時期と貸与期間

採用の種類には、次の「定期採用」と「緊急採用・応急採用」の2種類があり、募集時期が異なります。

申込期限を大学院に確認し、必ず期限内に申込みを行ってください（申込期限は裏表紙の「おぼえ書き」に記入してください）。

(1) 定期採用

原則、春（4月～一次採用）及び秋（9月～二次採用）に大学院を通じて奨学生の募集を行います。申込締切日は大学院に確認してください。貸与奨学金の種類ごとの貸与期間は下表の貸与始期から貸与終期までです。

貸与奨学金の種類	貸与始期（いつから）（※1）	貸与終期（いつまで）（※1）
第一種奨学金又は 授業料後払い制度（※2） 【無利子】	（春）2025年4月 （秋）2025年10月	原則として 修業年限（※3）の終期（※4）
第二種奨学金【有利子】	（春）2025年4月～9月の間で希望する月 （秋）2025年10月～2026年3月の間で希望する月	原則として 修業年限（※3）の終期
入学時特別増額貸与奨学金 【有利子】	入学月 ・4月入学者は春（一次採用）にて申込みが必要です。 ・入学時特別増額貸与奨学金を第二種奨学金と同時に申し込む場合、第二種奨学金の貸与始期は、入学年月と同一にする必要があります（例：入学年月が2025年4月の場合、春（一次採用）にて申し込み、第二種奨学金の貸与始期も2025年4月）。貸与始期が入学年月とならない場合、入学時特別増額貸与奨学金に申込みできません。	

（※1）2025年度秋季入学者の貸与始期及び貸与終期については、大学院へご確認ください。

（※2）授業料後払い制度は、春入学者は春にのみ、秋入学者は秋にのみ申込み可能です。

（※3）修業年限とは、課程ごとに定めている標準的な教育期間のことです。

（※4）授業料後払い制度を利用する場合の貸与終期は、一貫制博士課程の場合、前期（修士課程相当）の終期となります。

〔参考〕長期履修学生の貸与期間について（詳細は大学院に確認してください。）

●第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）：通常課程の標準修業年限に相当する期間とします。

●第二種奨学金：所定の手続きを行うことによって学則に定める「長期履修課程の修業年限の終期まで」貸与を延長することができます。

(2) 緊急採用・応急採用

進学前又は在学中に被災や病気等の事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に貸与奨学金を必要とする場合は、急変後の年収見込みにより選考が行われる緊急採用（第一種奨学金）、応急採用（第二種奨学金）に、年間を通じて申し込むことができます。詳細は43ページ「第3部緊急採用・応急採用」を確認してください。

5 貸与奨学金の選考基準

人物・学力の推薦基準を満たしている奨学金申込者を大学院が推薦します。機構では家計を含めた審査・選考を行い、奨学生として採用します。

(1) 学力基準

区分	「第一種奨学金又は授業料後払い制度」・「併用貸与」	「第二種奨学金のみ」
修士課程相当	大学等・大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を備えて活動することができるものと認められること。	①又は②のいずれかに該当すること。 ① 大学等・大学院における成績が優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を備えて活動することができるものと認められること。 ② 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。
博士課程相当	大学等・大学院における成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができるものと認められること。	①又は②のいずれかに該当すること。 ① 大学等・大学院における成績が優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができるものと認められること。 ② 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

※併用貸与の学力基準については、第一種奨学金又は授業料後払い制度と第二種奨学金を同時に申し込む場合のほか、既に第二種奨学金の貸与を受けており、追加で第一種奨学金又は授業料後払い制度を申し込む場合も適用されます。

※課程の区分については7ページを参照してください。

(2) 家計基準

家計の審査は、原則としてマイナンバー等で取得した申込者本人及び配偶者の住民税情報を用いて行います。次の基準に該当する必要があります（該当しない場合は採用されません）。

①修士課程相当

希望する奨学金	家計基準
第一種奨学金又は授業料後払い制度	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額(注2)の合計が66,400円以下であること
第二種奨学金	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が155,300円以下であること
併用貸与 (第一種奨学金又は授業料後払い制度・第二種奨学金)	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が61,600円以下であること

②博士課程相当

希望する奨学金	家計基準
第一種奨学金	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額(注2)の合計が80,100円以下であること
第二種奨学金	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が229,800円以下であること
併用貸与 (第一種奨学金・第二種奨学金)	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が66,400円以下であること

(注1) 2023年(1月～12月)の収入に基づく2024年度住民税情報(秋に申し込む場合は、2024年(1月～12月)の収入に基づく2025年度住民税情報)により算出された貸与額算定基準額が上表に該当するか審査を行います。なお、第一種奨学金及び授業料後払い制度については基準額を超えていても採用される場合があります。

(注2) 貸与額算定基準額は次の計算式により算出します(100円未満は切り捨て)。

貸与額算定基準額★1＝(課税標準額)×6%－(市町村民税調整控除額)★2

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が0円になります(以下の例外を除きます)。

- ふるさと納税等による寄附金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、貸与額算定基準額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税となっても、貸与額算定基準額は0円にならない場合があります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(市町村民税調整控除額)に3/4を乗じた額となります。

【参考】収入・所得の上限額の目安

表中の数字はあくまで目安です。家計基準は2023年の収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。

(単位：万円)

	本人が給与所得者の場合 (年間の給与収入金額)			本人が給与所得者以外の場合 (年間の所得金額)		
	第一種 授業料後払い制度	第二種	併用	第一種 授業料後払い制度	第二種	併用
修士課程	299	536	284	197	364	188
博士課程	340	718	299	223	503	197

(注) 上記は、配偶者がいない場合の目安です。

(3) 入学時特別増額貸与奨学金(一時金) 家計基準

奨学金申込時における貸与額算定基準額が0円であること。ただし、貸与額算定基準額が0円を超えていても、公庫の「国の教育ローン」に申込みをしたが利用できなかった人は、貸与額算定基準額が0円とみなします(28ページ **3** 参照)。

以下の公庫が定める「国の教育ローン」の要件を満たさないために、「国の教育ローン」を申し込むことができなかった世帯の学生は対象外です。

公庫が定める「国の教育ローン」の要件

1. 借入申込世帯の年間収入(所得)金額が公庫の示す金額以内であること

2. 借入申込金額が450万円を超えていないこと

3. 使途が教育資金であること

4. 保護者等による申込みであること

公庫の融資の申込み	入学時特別増額貸与奨学金の利用
上記1～4の要件を全て満たしたが公庫の審査の結果、融資を断られた場合	○(利用できます)
上記1～4の要件を満たしており公庫の審査の結果、融資が受けられた場合	×(利用できません)
上記1～4の要件を満たさないために、融資を受けることができなかった場合	×(利用できません)